

荷主向けコンテナ貨物福山港利用促進事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

広島県東部港湾振興協会

(趣旨)

第 1 条 広島県東部港湾振興協会（以下「協会」という。）は、福山港の利用促進を図るため、県外港を利用していたコンテナ貨物を福山港にシフトするなどして輸出又は輸入されるコンテナ貨物を一定量以上増加させた事業者に対して、その実績に応じ、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象となる者は、補助対象期間中に、新規に福山港を利用し、輸出又は輸入コンテナ貨物取扱量が 10TEU 以上あるもので、かつ、福山港の継続利用が見込まれる者。ただし、広島県内港からの利用転換を除く。

(補助対象期間)

第 3 条 補助の対象となる期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(補助金の額)

第 4 条 前条に規定する期間内に増加した輸出又は輸入コンテナ貨物に対して、東南アジア発着貨物の場合は、1 TEU あたり 1 万円、それ以外の国の発着貨物の場合は、1 TEU あたり 5 千円の補助金を交付する。ただし、この要綱において、東南アジアとは、ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟する、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスをいう。

2 1 事業者の補助金の上限額は、300 万円とする。

3 複数の補助の対象となる者から第 5 条で規定する補助金交付申請書が提出され、交付予定金額の合計が予算額を超える場合、広島県東部港湾振興協会会長（以下「協会会長」という。）は、予算の範囲内において補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付事業者」という。）の選定や補助金の減額等の調整を行うことができる。

(交付申請)

第 5 条 補助金交付事業者は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）、事業計画書（3 年間の経年計画含む）、誓約書を協会会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出の期限は令和 7 年 9 月 30 日とする。

3 前項の規定に関わらず、協会会長は、必要に応じて申請書の提出期限を延期することができる。

4 一の事業について複数の者が申請を行うときは、共同して一の申請書を提出するものとする。

5 協会会長は、第 1 項の規定により提出された書類に関して、補助金交付事業者又は県内の船舶代理店等に対して調査・ヒアリングすることができる。

(交付の決定及び通知)

第6条 協会会長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の内容（必要に応じて現地調査等を行う。）を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付事業者に交付決定通知書（別記様式第2号）を通知するものとする。

2 協会会長は、前項の通知に際して、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、所要の条件を付すものとする。

3 協会会長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その旨の理由を付して補助金交付事業者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 補助金交付事業者は、補助対象事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書（別記様式第3号）を協会会長に提出しなければならない。

2 協会会長は、前項による変更承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その申請を認めたときは、補助金交付事業者に変更承認通知書（別記様式第4号）を通知するものとする。

3 変更承認は予算の範囲内で行うものとし、予算の範囲を超える場合は、増額の変更承認は行わない。

(交付の中止又は辞退)

第8条 補助金交付事業者は、補助対象期間中に福山港を利用したコンテナ貨物取扱実績が第2条に規定する補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合、又は事業者の都合により補助金の交付を辞退する場合には、速やかに事業中止・辞退届出書（別記様式第5号）を協会会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 協会会長は、前条の規定により交付の中止又は辞退の届け出があった場合、若しくは次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第11条第1項に規定する期限までに実績報告書の提出がなかった場合

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(3) 不正行為があると認められた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 協会会長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付事業者に対し交付決定取消通知書（別記様式第6号）を通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第10条 補助金交付事業者は、法令等の定め及び補助金の交付決定の内容並びにこれに付した条件その他法令等に基づく協会会長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告書)

第11条 補助金交付事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（別記様式第7号）を

補助金交付決定に係る対象年度終了日から3営業日以内に協会会長に提出しなければならない。

- 2 協会会長は、第1項の規定により提出された書類に関して、補助金交付事業者又は県内の船舶代理店等に対して調査・ヒアリングすることができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 協会会長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該申請に係る書類の内容（必要に応じて現地調査等を行う。）を審査し、適当と認められたときは、実績報告ごとに補助金の額を確定し、補助金交付事業者へ補助金の額の確定通知書（別記様式第8号）を通知するものとする。ただし、補助対象期間中に増加したコンテナ取扱量が10TEUに達しない場合は、補助金の額の確定通知は行わない。

(補助金の請求)

第13条 補助金交付事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた後、速やかに補助金請求書（別記様式9号）により協会会長に補助金を請求することができる。

(補助金の支払)

第14条 協会会長は、前条の規定する請求書を受領した日から30日以内に、補助金交付事業者に対し、補助金を支払うものとする。

- 2 協会会長は、一の対象事業に複数の対象事業決定者がある場合には、補助金を別記様式第9号に記載された単一の口座に振り込むものとする。

(事業終了後の交付の取消し)

第15条 協会会長は、補助事業完了後に補助金交付事業者が次の各号に該当すると判明した場合は、事業完了後であっても当該補助事業の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱により協会会長に提出した書類に偽りの記載があった場合

(2) 不正行為があると認められた場合

- 2 協会会長は、既に補助金交付事業者に対して補助金を交付しているときは、交付した金額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助金交付事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助金交付事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
- 4 協会会長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該

補助金交付事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第 17 条 協会会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金交付事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(書類の提出部数)

第 18 条 この要綱の規定により協会会長に提出する書類の部数は、正本 1 部とする。

(書類、帳簿等の整備、保存)

第 19 条 補助金交付事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、協会会長が定める。

(施行年月日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

広島県東部港湾振興協会
会長 あて

（申請者名）
郵便番号
所在地
名 称
代表者職氏名

補助金交付申請書

コンテナ貨物福山港利用促進事業の補助金の交付を受けたいので、荷主向けコンテナ貨物福山港利用促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、本件に関する内容について、他の関係機関等に照会することを了承します。

1 補助金申請額 _____ 円

2 事業計画（コンテナ貨物取扱数量）
輸出 ・ 輸入 （どちらかに○を付けて下さい）

		令和7年度見込み (補助金申請年度)
主な品目（貨物の内容）		
福山港利用分	東南アジア 発着貨物 (1万円/TEU)	TEU
	その他国 発着貨物 (5千円/TEU)	TEU

3 連絡先

担当部署		担当者氏名	
電話番号		メールアドレス	

（添付書類）

- ☐ 事業計画書（経年計画含む）（別紙）
☐ 誓約書

（申請書は輸出・輸入別々に提出下さい）

(別紙) →

事業計画書（経年計画含む）

1 申請理由（あてはまるものに○を付けてください。）

① 新規事業 ② 県外港からの転換 (昨年度までの利用港：)

2 令和7年度（補助申請年度）の福山港の取扱見込み

発着国	荷受地(Place of Receipt)／積港(Port of Loading)	揚港(Port of Discharge)	船荷証券の発行船会社(Carrier)・ハウス B/L 発行会社	コンテナ 個数 (TEU)
東南アジア				
小 計				
その他国				
小 計				
合 計				

※ 県外港からの転換の場合、昨年度以前までの利用港をすべて記載してください。

※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に福山港の利用が見込まれるコンテナ貨物についてご記入ください。

※ 船会社が発行する船積船荷証券 (Shipped (On Board) B/L) もしくはハウス B/L の発行日を基準として、取り纏めください。

※ 東南アジア発着貨物は、ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟する、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス発着貨物です。

※ 必要に応じて、追加の書類の提出をお願いする場合があります。

※ スペースが足りない場合には、複数枚に分けてご記入ください。

3 令和6年度の県外港の取扱実績

発着国	荷受地(Place of Receipt)／積港(Port of Loading)	揚港 (Port of Discharge)	船荷証券の発行船会社 (Carrier)・ハウス B/L 発行会社	コンテナ 個数 (TEU)
東南アジア				
小 計				
その他国				
小 計				
合 計				

- ※ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に船積船荷証券もしくはハウスB/Lが発行されたコンテナ貨物についてご記入ください。
- ※ 船会社が発行する船積船荷証券(Shipped (On Board) B/L)もしくはハウスB/Lの発行日を基準として、取り纏めください。
- ※ 東南アジア発着貨物は、ASEAN(東南アジア諸国連合)に加盟する、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス発着貨物です。
- ※ 必要に応じて、追加の書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ スペースが足りない場合には、複数枚に分けてご記入ください。

4 令和8年度以降3年間の福山港の取扱見込み

[illegible]

令和 年 月 日

広島県東部港湾振興協会
会長 あて

1 （連名先企業）

所在地
名 称
代表者職氏名

2 （交付申請者*）

申請者名
所在地
代表者職氏名

（*）交付申請者が船社B/LのSHIPPERまたはCONSIGNEEと異なる場合、

1 企業 との「連名」による申請が必要です。

補助金交付申請書

コンテナ貨物福山港利用促進事業の補助金の交付を受けたいので、荷主向けコンテナ貨物福山港利用促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、本件に関する内容について、他の関係機関等に照会することを了承します。

1 補助金申請額 _____ 円

2 事業計画（コンテナ貨物取扱数量）
輸出 ・ 輸入 （どちらかに○を付けて下さい）

		令和7年度見込み (補助金申請年度)
主な品目（貨物の内容）		
福山港利用分	東南アジア 発着貨物 (1万円/TEU)	TEU
	その他国 発着貨物 (5千円/TEU)	TEU

3 連絡先

担当部署		担当者氏名	
電話番号		メールアドレス	

（添付書類）

- ☐ 事業計画書（経年計画含む）（別紙）
☐ 誓約書

（申請書は輸出・輸入別々に提出下さい）

(別紙)

事業計画書（経年計画含む）

1 申請理由（あてはまるものに○を付けてください。）

① 新規事業 ② 県外港からの転換 （昨年度までの利用港： ）

2 令和7年度（補助申請年度）の福山港の取扱見込み

発着国	荷受地(Place of Receipt)／積港(Port of Loading)	揚港 (Port of Discharge)	船荷証券の発行船会社 (Carrier)・ハウス B/L 発行会社	コンテナ 個数 (TEU)
東南アジア				
小 計				
その他国				
小 計				
合 計				

- ※ 県外港からの転換の場合、昨年度以前までの利用港をすべて記載してください。
- ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に福山港の利用が見込まれるコンテナ貨物についてご記入ください。
- ※ 船会社が発行する船積船荷証券（Shipped (On Board) B/L）もしくはハウス B/L の発行日を基準として、取り纏めください。
- ※ 東南アジア発着貨物は、ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟する、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス発着貨物です。
- ※ 必要に応じて、追加の書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ スペースが足りない場合には、複数枚に分けてご記入ください。

3 令和6年度の県外港の取扱実績

発着国	荷受地(Place of Receipt)／積港(Port of Loading)	揚港 (Port of Discharge)	船荷証券の発行船会社 (Carrier)・ハウス B/L 発行会社	コンテナ 個数 (TEU)
東南アジア				
小 計				
その他国				
小 計				
合 計				

※ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に船積船荷証券もしくはハウスB/Lが発行されたコンテナ貨物についてご記入ください。

※ 船会社が発行する船積船荷証券 (Shipped (On Board) B/L) もしくはハウス B/L の発行日を基準として、取り纏めください。

※ 東南アジア発着貨物は、ASEAN (東南アジア諸国連合) に加盟する、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス発着貨物です。

※ 必要に応じて、追加の書類の提出をお願いする場合があります。

※ スペースが足りない場合には、複数枚に分けてご記入ください。

4 令和8年度以降3年間の福山港の取扱見込み

[illegible]

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県東部港湾振興協会
会長 あて

（申請者名）
所在地
名 称
代表者職氏名

コンテナ貨物福山港利用促進事業補助金の手続きを行うに当たり、次の事項を順守することを誓約します。

- 1 申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しません。
 また、貴職において必要がある場合には、広島県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求があったときは、当該請求に従います。
- 2 交付申請書及び実績報告書のコンテナ貨物取扱数量に、偽りを記載しません。
- 3 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助金交付決定の取消等その他の不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

フォワーダー向けコンテナ貨物福山港利用促進事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

広島県東部港湾振興協会

(趣旨)

第 1 条 広島県東部港湾振興協会（以下「協会」という。）は、福山港の利用促進を図るため、コンテナ貨物による輸出又は輸入を行う者（以下「荷主」という。）に対して福山港の新規利用を提案するなどして、福山港を利用した輸出又は輸入されるコンテナ貨物を一定量以上増加させることに寄与した事業者に対して、その実績に応じ、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象となる者は、補助対象期間中に、新規に福山港を利用し、輸出又は輸入コンテナ貨物取扱量が 10TEU 以上あるもので、かつ、福山港の継続利用が見込まれる者（広島県内港からの利用転換を除く）に対して、福山港の利用を提案したフォワーダー。ただし、この要綱において、フォワーダーとは、貨物利用運送事業法に規定する国土交通省の登録（第一種貨物利用運送事業）又は許可（第二種貨物利用運送事業）を受けた事業者、広島県東部港湾振興協会会長（以下「協会会長」という。）が認める事業者をいう。

(補助対象期間)

第 3 条 補助の対象となる期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(補助金の額)

第 4 条 前条に規定する期間内に増加した輸出又は輸入コンテナ貨物に対して、1 TEU あたり 2.5 千円の補助金を交付する。ただし、1 事業者の補助金の上限額は、50 万円とする。

2 複数の補助の対象となる者から第 5 条で規定する補助金交付申請書が提出され、交付予定金額の合計が予算額を超える場合、協会会長は、予算の範囲内において補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付事業者」という。）の選定や補助金の減額等の調整を行うことができる。

(交付申請)

第 5 条 補助金交付事業者は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）、誓約書、提案証明書を、協会会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出の期限は令和 7 年 9 月 30 日とする。

3 前項の規定に関わらず、協会会長は、必要に応じて申請書の提出期限を延期することができる。

4 協会会長は、第 1 項の規定により提出された書類に関して、補助金交付事業者又は関係荷主、県内の船舶代理店等に対して調査・ヒアリングすることができる。

(交付の決定及び通知)

第 6 条 協会会長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の内容（必要に応じて現地調査等を行う。）を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助

金の交付を決定し、補助金交付事業者に交付決定通知書（別記様式第2号）を通知するものとする。

- 2 協会会長は、前項の通知に際して、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、所要の条件を付すものとする。
- 3 協会会長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その旨の理由を付して補助金交付事業者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第7条 補助金交付事業者は、補助対象事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書（別記様式第3号）を協会会長に提出しなければならない。

- 2 協会会長は、前項による変更承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その申請を認めたときは、補助金交付事業者に変更承認通知書（別記様式第4号）を通知するものとする。
- 3 変更承認は予算の範囲内で行うものとし、予算の範囲を超える場合は、増額の変更承認は行わない。

（交付の中止又は辞退）

第8条 補助金交付事業者は、補助対象期間中に福山港を利用したコンテナ貨物取扱実績が第2条に規定する補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合、又は事業者の都合により補助金の交付を辞退する場合には、速やかに事業中止・辞退届出書（別記様式第5号）を協会会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第9条 協会会長は、前条の規定により交付の中止又は辞退の届け出があった場合、若しくは次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）第11条第1項に規定する期限までに実績報告書の提出がなかった場合
- （2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- （3）不正行為があると認められた場合

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 協会会長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付事業者に対し交付決定取消通知書（別記様式第6号）を通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第10条 補助金交付事業者は、法令等の定め及び補助金の交付決定の内容並びにこれに付した条件その他法令等に基づく協会会長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

（実績報告書）

第11条 補助金交付事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（別記様式第7号）を補助金の交付決定に係る対象年度終了日から3営業日以内に協会会長に提出しなければならない。

- 2 協会会長は、第1項の規定により提出された書類に関して、補助金交付事業者又は県内の船舶

代理店等に対して調査・ヒアリングすることができる。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 協会会長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該申請に係る書類の内容（必要に応じて現地調査等を行う。）を審査し、適当と認められたときは、実績報告ごとに補助金の額を確定し、補助金交付事業者へ補助金の額の確定通知書（別記様式第 8 号）を通知するものとする。ただし、補助対象期間中に増加したコンテナ取扱量が 10TEU に達しない場合は、補助金の額の確定通知は行わないものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金交付事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた後、速やかに補助金請求書（別記様式 9 号）により協会会長に補助金を請求することができる。

(補助金の支払)

第 14 条 協会会長は、前条の規定する請求書を受領した日から 30 日以内に、補助金交付事業者に対し、補助金を支払うものとする。

2 協会会長は、一の対象事業に複数の対象事業決定者がある場合には、補助金を別記様式第 9 号に記載された単一の口座に振り込むものとする。

(事業終了後の交付の取消し)

第 15 条 協会会長は、補助事業完了後に補助金交付事業者が次の各号に該当すると判明した場合は、事業完了後であっても当該補助事業の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱により協会会長に提出した書類に偽りの記載があった場合

(2) 不正行為があると認められた場合

2 協会会長は、既に補助金交付事業者に対して補助金を交付しているときは、交付した金額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 16 条 補助金交付事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助金交付事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

4 協会会長は、第 1 項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助金交付事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第 17 条 協会会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金交付事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(書類の提出部数)

第 18 条 この要綱の規定により協会会長に提出する書類の部数は、正本 1 部とする。

(書類、帳簿等の整備、保存)

第 19 条 補助金交付事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、協会会長が定める。

(施行年月日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

広島県東部港湾振興協会
会長 あて

(申請者名)
郵便番号
所在地
名 称
代表者職氏名

補助金交付申請書

福山港利用促進事業補助金の交付を受けたいので、フォワーダー向けコンテナ貨物福山港利用促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、本件に関する内容について、他の関係機関等に照会することを了承します。

1 補助金申請額 _____ 円

2 事業計画（コンテナ貨物取扱数量）

提案等を行った荷主名	コンテナ 個数 (TEU)
合 計	

※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に福山港の利用が見込まれるコンテナ貨物についてご記入ください。

※ 必要に応じて、追加の書類の提出をお願いする場合があります。

※ スペースが足りない場合には、行を追加又は複数枚に分けてご記入ください。

3 連絡先

担当部署		担当者氏名	
電話番号		メールアドレス	

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県東部港湾振興協会
会長 あて

（申請者名）
所在地
名 称
代表者職氏名

コンテナ貨物福山港利用促進事業補助金の手続きを行うに当たり、次の事項を順守することを誓約します。

- 1 申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しません。
また、貴職において必要がある場合には、広島県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求があったときは、当該請求に従います。
- 2 交付申請書及び実績報告書のコンテナ貨物取扱数量に、偽りを記載しません。
- 3 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助金交付決定の取消等その他の不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

提 案 証 明 書

令和 年 月 日

広島県東部港湾振興協会
会長 あて

（証明者）
所在地
名 称 ≪提案された企業名（荷主）を記載≫
代表者職氏名

当社は、≪提案した企業名（フォワーダー）を記載≫からの提案等により新たに福山港の
利用を開始したことをここに証明いたします。

貨物明細

貨物名	利用転換 or 新規利用	従前の 国内利用港 (利用転換の場合)	仕出港 or 仕向港	コンテナ 個数(TEU)
合 計				

コンテナ貨物福山港利用促進事業実施要領

令和 7 年 4 月 1 日

広島県東部港湾振興協会

1 概要（第 1 条 ※交付要綱の条項を記載「以下同じ」）

福山港を利用したコンテナ貨物を一定量以上増加させた事業者及びコンテナ貨物による輸出もしくは輸入を行う者に福山港の新規利用を提案するなどして福山港を利用した輸出又は輸入されるコンテナ貨物を一定量以上増加させることに寄与した事業者に対して、補助金を交付する制度です。

2 補助の対象（第 2 条）

（1）荷主^{※1}

- 新規に福山港を利用し、輸出又は輸入コンテナ貨物取扱量が 10TEU^{※2}以上であるもの。（ただし、広島県内港からの利用転換を除く。）
- 福山港の継続利用が見込まれる者。

（2）フォワーダー^{※3}

荷主に対して、福山港の新規利用（広島県内港からの利用転換を除く。）を提案するなどし、輸出又は輸入されるコンテナ貨物の取扱量を 10TEU 以上増加させることに寄与した事業者。

※1 荷主とは、コンテナ貨物を扱う船会社が発行する船荷証券上の荷送人（Shipper）又は荷受人（Consignee）となる者。

※2 TEU とは「Twenty-foot Equivalent Units」の略で、20 フィートコンテナ 1 個が 1 TEU となります。40 フィートコンテナ 1 個は 2 TEU に換算されます。

※3 フォワーダーとは、貨物利用運送事業法に規定する国土交通省の登録（第一種貨物利用運送事業）又は許可（第二種貨物利用運送事業）を受けた事業者、広島県東部港湾振興協会事務局が認める事業者とする。

その他、個別の取扱いについては次を参考にしてください。

- フォワーダー又は商社が、船会社の発行する船荷証券上の荷送人又は荷受人となるような場合には、輸出又は輸入を委託した実荷主との組合せごとに 1 事業者とみなします。
- 船会社が発行する船荷証券に荷主として記載されていない場合、荷主として記載されているフォワーダーB/L 又は、輸入許可証にて実荷主である事が確認できれば補助対象事業者とします。なお、一コンテナ貨物について重複して申請することはできません。
- これまで福山港を利用していた貨物について、単に船荷証券上の荷送人の名義が変更されるだけの場合には、同一の会社とみなし、補助の対象とはなりません。
- 複数のフォワーダーが、同一のコンテナ貨物を取り扱っている場合の申請は一件に限ります。
- 複数の事業者が福山港の新規利用を提案した場合、交付条件を満たすそれぞれの事業者の福山港を利用したコンテナ貨物の実績を合計した数値が補助対象貨物量となります。
- 申請者は、日本国内に事業所を有する者に限ります。
- 会社の名称が異なる場合でも、事業内容及び、代表者が同一であれば 1 事業者とみなし、重複して申請することはできません。
- 補助対象期間中に会社が分割することにより、コンテナ貨物が分割される場合には、分

割後のコンテナ貨物の計画とそれに相応する実績を元に判断します。

- 補助対象期間中に会社が合併することにより、合併する複数社のコンテナ貨物が合算される場合には、合併後の合算されたコンテナ貨物の計画とそれに相応する実績を元に判断します。

3 補助対象期間（第3条）

補助の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、この間に船荷証券が発行されたコンテナ貨物を対象とします。

4 補助金の額（第4条）

補助金額は、補助対象期間内に増加した輸出または輸入コンテナ貨物に対して、東南アジア※発着貨物の場合は、1 TEU あたり 1 万円、それ以外の国の発着貨物の場合は、1 TEU あたり 5 千円を交付します。1 事業者の上限額は、300 万円です。

〔※ ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟する、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスとする。〕

また、フォワーダーにおいては、福山港の新規利用を荷主に対し提案するなどして、福山港を利用した輸出又は輸入されるコンテナ貨物を増加させた場合は、1 TEU あたり 2 千 5 百円の補助金を交付します。1 事業者の補助金の上限額は 50 万円です。

なお、多数の申請により予算額を超える場合には、補助事業者の選定や補助金の減額等の調整を行う場合もあります。また、上記の上限額については、貨物利用運送事業者又は商社が、実荷主との組合せごとに 1 事業者となる場合には、実荷主ごとに適用します。

事業選定に係る情報は非公開とします。選定結果に係るお問合せ等については回答できませんので、予めご了承ください。

5 申請等手続き（第5条～第13条）

（1）申請等手続き

この事業に係る補助金の申請等の手続きは、①補助金交付申請、②実績報告、③補助金請求の3段階となります。

各種様式は、「広島のみなと」ホームページよりダウンロードしてください。

（「広島のみなと」URL：<https://www.hiroshima-minato.jp/application.html>）

また、各種様式は、広島県東部港湾振興協会事務局（広島県土木建築局港湾振興課ポートセールス担当（広島県広島市中区基町 10-52））までご提出ください。

なお、貨物利用運送事業者又は商社が、船会社が発行する船荷証券上の荷送人又は荷受人の場合は、上記①～②に記載する申請者の欄に、貨物利用運送事業者又は商社へ輸出または輸入を委託した実荷主との連名により申請してください。

（2）提出時期

① 補助金交付申請書（第5条）

令和7年9月30日までに提出してください。なお、必要に応じて予算の範囲内で申請書の提出期限を延期する場合があります。

② 実績報告書（第11条）

補助金の交付決定に係る対象年度終了日から3営業日以内に提出してください。

ただし、協会会長が特に必要と判断した場合には、提出の期限を変更することがあります。

③ 補助金請求書（第13条）

補助金の額の確定通知書を受けた際には、協会会長に速やかに請求書を提出してください。

(3) 申請等の内容

① 補助金交付申請書（第5条）

ア 補助金を受けようとする場合には、「別記様式第1号」により補助金交付申請書、事業計画書（3年間の経年計画含む）、誓約書を提出してください。なお、貨物利用運送事業者又は商社が、船会社が発行する船荷証券上の荷送人又は荷受人の場合は、輸出を委託した実荷主との連名により申請してください。

イ 必要に応じて、補助対象期間及び前年度の輸出入状況が分かる書類（船荷証券等の写し等）や、福山港新規利用提案書類の提出をお願いする場合があります。

ウ 審査の結果は、「別記様式第2号」により申請者に通知します。

② 変更承認申請書（第7条）

ア 補助対象期間中においてコンテナ取扱量に変更が生じる場合（交付決定額に変更が生じない場合は除く。）又は申請事業者の名称変更、会社合併・分割等の会社の形態が変更するような事業が生じた場合には、「別記様式第3号」により変更承認申請書を提出してください。

イ 変更承認は予算の範囲内で行うものとし、予算の範囲を超える場合は、増額の変更承認は行いません。

ウ 申請事業者で会社合併・分割等の事情が生じた場合には、①補助金交付申請書で提出いただいた書類について修正をお願いする場合があります。

エ 審査の結果は、「別記様式第4号」により申請書に通知します。

④ 交付の中止又は辞退及び交付決定の取消し（第8条、第9条）

ア 補助対象期間中に、補助の対象基準を満たさないことが明らかになる場合、又は申請事業者の都合により補助の交付を辞退する場合には「別記様式第5号」により事業中止・辞退届出書を提出してください。

イ 前記の事業中止・辞退届出書の提出があった場合、期限内に実績報告書の提出がなかった場合、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合、不正行為があったと認められる場合には「別記様式第6号」により交付決定の取消しを申請者に通知します。

⑤ 実績報告書（第11条）

ア 補助対象期間の実績を取りまとめ、「別記様式第7号」により実績報告書を提出してください。

イ 必要に応じて、補助対象期間中の輸出又は輸入状況が分かる書類（船荷証券等の写し等）の提出をお願いする場合があります。

6 補助金の支払（第14条）

補助金は年度ごとに、補助金交付事業者から補助金請求書を受理した日から30日以内に支払います。

7 立入検査等（第 17 条）

事業期間中又は事業完了後に、事業所を訪問して補助金交付に係る関係書類を確認する場合があります。

8 書類の提出部数及び保存（第 18 条、第 19 条）

提出書類の部数は正本 1 部です。また、当事業に係る書類は、事業完了年度の翌年度から 5 年間保存してください。

9 問合せ先

広島県東部港湾振興協会事務局

（広島県土木建築局港湾振興課ポートセールス担当）

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

TEL：082-513-4033

E-mail: dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp